

茅ヶ崎市下水道管路施設等官民連携業務委託

優先交渉権者選定基準書（案）

令和 8 年 10 月

茅ヶ崎市 下水道河川部

目 次

1 総則	1
1.1 優先交渉権者選定基準書の位置付け	1
1.2 審査方式	1
1.3 審査会議の設置	1
1.4 審査の手順及び技術提案審査の審査項目	2
1.5 審査結果の公表	2
2 審査内容	3
2.1 参加資格審査	3
2.2 技術提案審査	3
2.3 優先交渉権者の選定	3
2.4 技術提案書類の評価項目等	4
2.5 評価手法が定量評価による場合の技術評価点の算出方法	8
2.6 評価手法が定性評価による場合の技術評価点の算出方法	8
2.7 価格評価点の算出方法	8
2.8 総合評価点の最も高い応募者が 2 者以上いる場合の取扱い	11
2.9 提出書類の作成に当たっての留意事項	11
別紙 1（設問集）	12
別紙 2（筆記試験問題）	31

1 総則

1.1 優先交渉権者選定基準書の位置付け

本優先交渉権者選定基準書は、茅ヶ崎市（以下「市」という。）が茅ヶ崎市下水道管路施設等官民連携業務委託（以下「本業務委託」という。）の優先交渉権者を選定するに当たっての手順、方法及び評価項目等を示すものであり、本業務委託に係る入札参加希望者（以下「応募者」という。）に交付する募集要項等と一体のものとして扱う。

1.2 審査方式

市は、民間事業者の有する専門的な知識やノウハウ、創意工夫の導入を促進し、公共下水道事業運営の高度化、効率化を図る必要があることから、本業務委託を実施する受託者の選定は、公募型プロポーザル方式により行う。

1.3 審査会議の設置

市は、技術提案書の審査に当たって、公平性及び透明性を確保するとともに、専門的知見に基づいた客観的な評価等を行うため、「茅ヶ崎市下水道管路施設等官民連携事業公募型プロポーザル方式審査会議」（以下「審査会議」という。）を設置している。

なお、審査会議は、表1の審査員等によって構成される。市は、本優先交渉権者選定基準書に基づいて優先交渉権者を選定しようとするとき、審査会議に表2の学識経験者の出席を求める。学識経験者は審査会議に出席し、専門的見地から意見を述べるものとし、評価点の付与及び評価順位の決定は審査員が行う。

表1 審査会議 審査員等※

役職	所属	氏名
委員長	茅ヶ崎市 下水道河川部	部長 高田 正浩
委員	茅ヶ崎市 下水道河川部 下水道河川総務課	課長 小室 武司
委員	茅ヶ崎市 下水道河川部 下水道河川建設課	課長 越地 知久
委員	茅ヶ崎市 下水道河川部 下水道河川建設課	主幹 加藤 貴史
審査補助員	茅ヶ崎市 下水道河川部 下水道河川管理課	課長 長津 文宏 及びその指名する職員

※審査員等は、庁内人事異動に伴い、今後変更となる場合がある。その場合は、速やかに市ホームページで公表する。

表2 学識経験者

役職	所属	氏名
学識経験者	学校法人 中央大学 研究開発機構	機構教授 加藤 裕之
学識経験者	富士市 上下水道部 下水道施設維持課	課長 佐野 和史

1.4 審査の手順及び技術提案審査の審査項目

市は、図 1 に示す手順で審査を実施する。

なお、技術提案審査の審査項目は、表 3 に示すとおり基礎審査、技術審査及び価格審査により構成する。

また、市から応募者への技術提案書類に対する質疑は、書面をもって行い、プレゼンテーション及び対面形式による質疑は行わない。

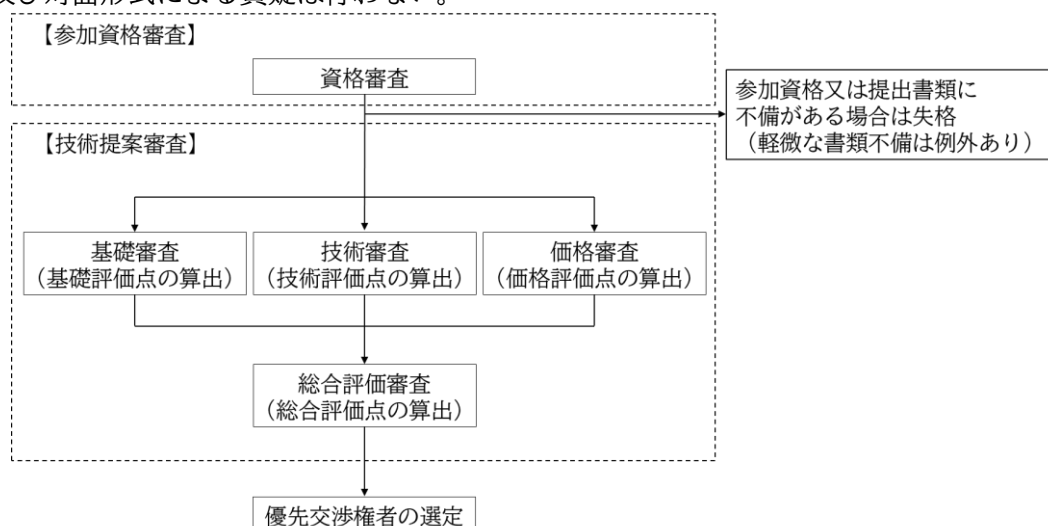


図 1 審査の手順

表 3 技術提案審査の審査項目

審査項目	審査内容
基礎審査 (基礎評価点の算出)	・ 企業の業務履行能力に関すること
技術審査 (技術評価点の算出)	・ 受託者の実施体制に関すること ・ 運営理念、運営方針等に関すること ・ 今後の事業展開、技術継承・技術移管、安全対策、災害対策、リスク管理、環境対策、モニタリング、情報の電子化等、維持管理と更新の一体マネジメント、プロフィットシェア、技術提案による定量的指標の要求水準、その他の任意の提案に関すること ・ 筆記試験による技術者の業務履行能力に関すること
価格審査 (価格評価点の算出)	・ 参考見積価格に関すること

1.5 審査結果の公表

市は、審査の結果及び評価の内容について、優先交渉権者の選定後速やかに応募者に通知（令和 9 年●月●日（●）を予定）するとともに、市ホームページで公表する。

2 審査内容

2.1 参加資格審査

2.1.1 資格審査書類の確認

市は、応募者から提出された資格審査書類について、募集要項に定めた参加表明に係る提出書類がすべて揃っていることを確認する。

また、提出書類の内容に不備が認められた場合は失格とする。ただし、市が軽微な書類不備等と認め、速やかに補完された場合は、この限りでない。

なお、「軽微な書類不備」とは、提案内容及び参加資格要件の確認に影響を及ぼさない誤記、記載漏れ又は添付漏れとする。

2.1.2 参加資格要件の確認

市は、応募者から提出された資格審査書類に基づき、応募者が募集要項に定める参加資格要件を満たしていることを確認する。

なお、参加資格要件を満たしていない場合は失格とする。

2.2 技術提案審査

2.2.1 技術提案書類の確認

市は、応募者から提出された技術提案書類について、募集要項に定めた提出書類がすべて揃っていることを確認する。

2.2.2 審査方法

(1) 基礎審査、技術審査及び価格審査

市は、技術提案審査における基礎評価点及び技術評価点の算出に当たって、「2.4 技術提案書類の評価項目等」に基づき、公平性及び透明性を確保するとともに、専門的知見に基づいた客観的な評価（定量評価・定性評価）を行う。

また、市は、価格評価点を、「2.7 価格評価点の算出方法」に基づき算出する。

(2) 総合評価審査

基礎評価点、技術評価点及び価格評価点を合算したものを総合評価点とする。

なお、総合評価点の配点は、基礎評価点 40 点、技術評価点 320 点及び価格評価点 40 点とする。

2.3 優先交渉権者の選定

市は、総合評価点によって応募者の評価順位を決定するとともに、最も総合評価点が高い応募者を優先交渉権者に選定する。ただし、技術提案の最低限の履行能力を確保する観点から、技術評価点が 6 割（技術評価点 320 点満点の 192 点）に満たない場合は失格とする。

2.4 技術提案書類の評価項目等

基礎評価点、技術評価点及び価格評価点の算出に当たって、技術提案書類の評価項目、内容及び配点は、表 4 及び表 5、「別紙 1」の設問集及び「別紙 2」の筆記試験問題に示すとおりとする。

表 4 基礎審査に係る評価項目、内容及び着眼点等

評価項目	設問	評価項目の内容及び着眼点		評価手法	配点
1.企業の業務履行能力	第 1 号	成果確実性の観点	過去 10 年間の本業務委託と同種又は類似業務等の履行実績があるか。	定量評価	8
		地域特性理解の観点	過去 10 年間の茅ヶ崎市下水道河川部発注案件の履行実績があるか。	定量評価	16
		緊急時等迅速性の観点	神奈川県内に本社又は本店若しくは受任地を有しているか。	定量評価	8
		履行保証力の観点	本業務委託の長期にわたる履行責任を果たすための財務的な健全性を備えているか、直近の決算資料等に基づき、定量・定性の両面から具体的に記載されているか。	定量評価	8
基礎審査（小計）					40

表 5 技術審査に係る評価項目、内容及び着眼点等

評価項目	設問	評価項目の内容及び着眼点		評価手法	配点
1.実施体制	第 2 号	組織体制、業務遂行能力の観点	受託者の組織体制、役割分担、責任区分、人員配置（有資格者、実務経験者等）、業務連絡手法及び情報共有手段について適切かつ具体的に記載されているか。	定性評価	12
		市内事業者との協働の観点	市内事業者の参画を予定している業務項目数。	定量評価	20
		業務連携の観点	市との効果的な業務連絡手法、情報共有手段について具体的に記載されているか。	定性評価	12
		後方支援の観点	本社等の組織的な後方支援体制（技術支援、事業運営、情報共有、監査機能）について具体的に記載されているか。	定性評価	12
2.運営理念、運営方針等	第 3 号	事業制度理解の観点	本業務委託の導入意義と本業務委託の運用上の課題及び課題に対する解決策が具体的に記載されているか。	定性評価	8
		共通理解の観点	基本運営方針についての見解と基本運営方針をより充実させるためのアイデアが具体的に記載されているか。	定性評価	12
		確実な業務履行の観点	本業務委託を確実に履行するための取り組みが具体的に記載されているか。また、本業務委託を効率的に履行するための取り組みが具体的に記載されているか。	定性評価	12
		創意工夫、独創性の観点	創意工夫や独創性のある取り組みが具体的に記載されているか。また、継続的に創意工夫や独創性のある取り組みを創出するための方策が具体的に記載されているか。	定性評価	8
3.今後の事業展開	第 4 号	共通理解の観点	市の公表する中長期的な展望に係る見解と中長期的な展望を補完するアイデアが具体的に記載されているか。	定性評価	8
4.技術継承、技術移管	第 5 号	技術継承、技術移管の観点	官民双方における若手技術者への効果的かつ効率的な技術継承、技術移管及び人材確保への取り組みが具体的に記載されているか。	定性評価	12
5.安全対策	第 6 号	安全意識醸成、安全対策の観点	本業務委託に係る従事者の安全意識の醸成及び ICT 技術等を活用した安全対策の取り組み並びに安全対策に係るマニュアル整備について具体的に記載されているか。	定性評価	12
6.災害対策	第 7 号	組織体制、組織運用の観点	想定外の不可抗力事象発生時における初動体制（協力企業を含む人員配置、役割分担）、組織運営（緊急連絡体制、応急復旧計画策定業務等）及び初期調査における二次災害防止対策について具体的に記載されているか	定性評価	12
		資機材調達の観点	迅速かつ実行可能な資機材等の調達ルートについて具体的に記載されているか。	定性評価	8

評価項目	設問	評価項目の内容及び着眼点		評価手法	配点
		防災意識醸成の観点	防災意識の醸成に資する取り組み（災害訓練等）が具体的に記載されているか。	定性評価	8
7.リスク管理	第8号	創意工夫、実効性の観点	計画的かつ実効性のあるリスク管理手法（リスク回避、軽減等）と、これを実施した場合に想定される定量的・定性的な目標値が具体的に記載されているか。	定性評価	12
8.環境対策	第9号	創意工夫、実効性の観点	本市が掲げる「C-EMS 活動方針」の趣旨を踏まえ、環境負荷の低減、資源循環に資する取り組みについて具体的に記載されているか。	定性評価	12
9.モニタリング	第10号	共通理解、実効性の観点	モニタリング基本計画書を踏まえた効果的かつ効率的なセルフモニタリング（実施体制、実施内容、実施頻度）について具体的に記載されているか。	定性評価	16
		共通理解、実効性の観点	モニタリング基本計画書及び応募者より提出されたセルフモニタリングの実施計画を踏まえた効果的かつ効率的な市モニタリング（実施体制、実施内容、実施頻度）の実施方法に関するアイデアについて具体的に記載されているか。	定性評価	16
10.情報の電子化、デジタル化、情報セキュリティ管理	第11号	創意工夫、実効性の観点	情報の電子化及びデジタル化について実効性のある提案が具体的に記載されているか。	定性評価	8
		情報セキュリティ管理の観点	情報漏えい事故防止に資する情報セキュリティ管理（情報セキュリティ管理手法、情報セキュリティ教育）について具体的に記載されているか。	定性評価	8
11.維持管理と更新の一体マネジメント	第12号	調査技術の観点	実施を想定している空洞化調査技術の調査精度（的中技術・発見技術）が具体的に記載されているか。	定性評価	8
		創意工夫、実効性の観点	空洞化調査～応急対応～恒久対応までの実施手順について、効果的かつ効率的な取り組みが具体的に記載されているか。	定性評価	16
		創意工夫、実効性の観点	空洞化調査等の維持管理業務の気づきを有効活用した維持管理と更新の一体マネジメントによる維持管理コストの削減に資する効果的かつ効率的なマネジメント手法が具体的に記載されているか。	定性評価	20
12.プロフィットシェア	第13号	創意工夫、実効性の観点	プロフィットシェアに係るアイデアとその実行可能性について具体的に記載されているか。	定性評価	8
13.技術提案による定量的指標の要求水準	第14号	実効性の観点	技術提案により設定する要求水準のうち、定量的指標となる要求水準が記載されているか。	定性評価	8

評価項目	設問	評価項目の内容及び着眼点		評価手法	配点
14. その他の 任意の提案	第 15 号	創意工夫、実効 性の観点	下水道事業の持続性確保に資する実効可能な提案が具体的に記載されているか。	定性評価	8
15. 技術者の 業務履行能力	第 16 号	業務執行技術力 の観点	筆記試験による履行能力確認。	定性評価	24
技術審査（小計）					320

2.5 評価手法が定量評価による場合の技術評価点の算出方法

評価手法が定量評価による場合の技術評価点（基礎評価点及び技術評価点）は、「別紙 1」の設問集に定める。

2.6 評価手法が定性評価による場合の技術評価点の算出方法

評価手法が定性評価による場合の技術評価点は、評価項目の内容及び着眼点ごとに表 6 に示すとおり 5 段階評価により算出する。

表 6 定性評価による場合の技術評価点の算出方法

評価	評価基準	評価点の算出方法
A	当該評価項目において、具体性及び実効性が極めて高い提案である	配点×1.00
B	当該評価項目において、具体性及び実効性が高い提案である	配点×0.75
C	当該評価項目において、標準的な提案である	配点×0.50
D	当該評価項目において、具体性又は実効性に課題のある提案である	配点×0.25
E	当該評価項目に係る記述がない	配点×0.00

2.7 価格評価点の算出方法

価格評価点の配点は、表 7 に示すとおり、業務区分毎に設定した価格評価点の総和 40 点（維持管理業務の価格評価点●点、コンサルタント業務の価格評価点●点、改築工事・その他工事の価格評価点●点）とする。

また、価格評価点の算出に当たっては、表 7 で算出した価格評価点を基に、図 2～4 に示すとおり、契約上限額と同額の提案を 0 点として、それらの中間に位置する提案価格については直線補間により配点する。

なお、契約上限額を下回る価格提案の場合においては、各々の価格評価点を上限として配点する。

表 7 業務区分毎の価格評価点の算出方法及び配点

業務区分	価格評価に用いる提案価格（税抜き）	配点※ ¹
維持管理業務	契約上限額の 95%※ ¹	●点※ ²
コンサルタント業務	契約上限額の 80%※ ¹	●点※ ²
改築工事・その他工事	契約上限額の 100 分の 80 から 100 分の 95 の範囲で、次に定める算定割合を契約上限額に乗じて得た額 【算定割合算出式】 $\{ \text{直接工事費（又は、直接作業費）の額の 97\%} + \text{共通仮設費の額の 90\%} + \text{現場管理費の額の 90\%} + \text{一般管理費の額の 68\%} - \text{発生売却品（スクラップ品等）評価額※3} \} \div \text{予定価格から消費税及び地方消費税を除いた金額} = \text{算定割合※4}$	●点※ ²

※¹ 少数点以下第 1 位を四捨五入して求める。

※² 業務区分毎に設定した価格評価点の配点は、契約上限額に応じて配分する。

※³ 直接工事費等に含まれない場合に計上する。

※⁴ 算定割合は小数点第 2 位未満切り捨とする。

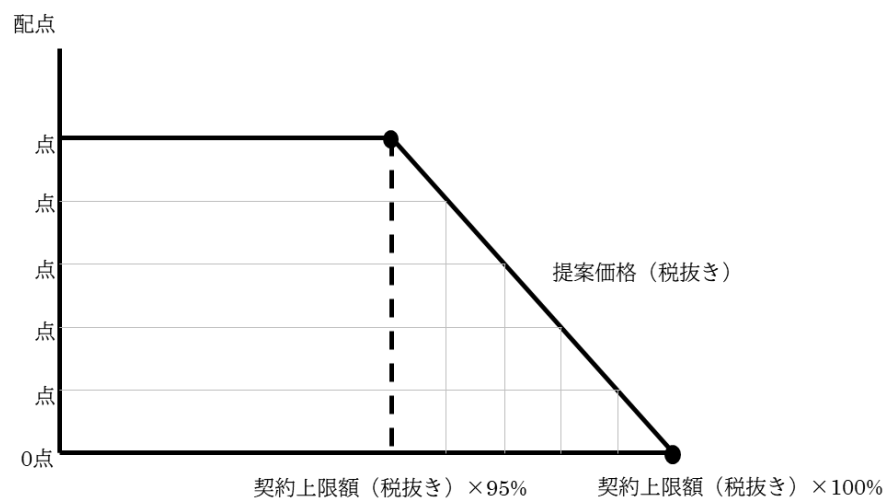


図2 価格評価点の算出方法（維持管理業務）

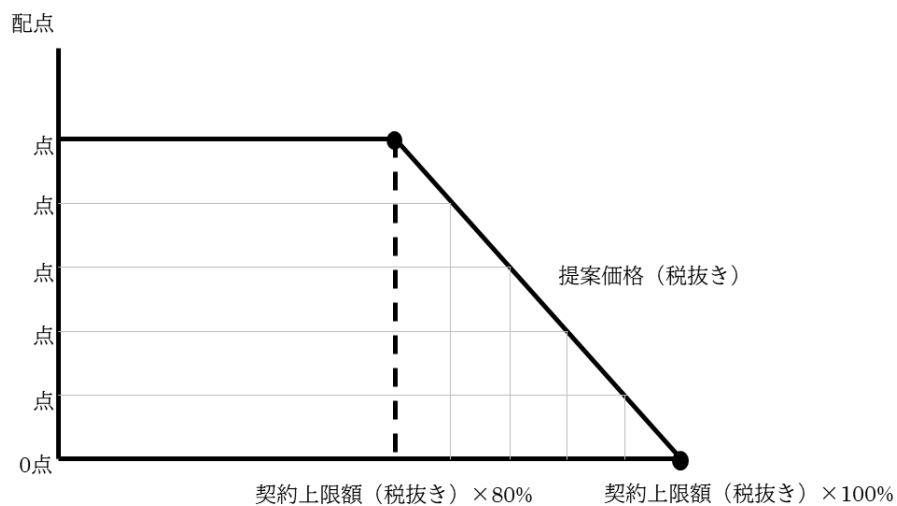


図 3 価格評価点の算出方法（コンサルタント業務）

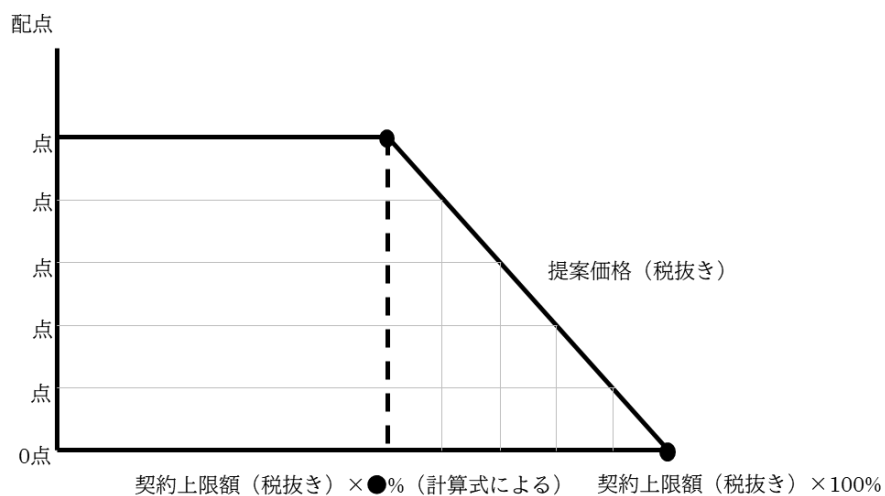


図 4 価格評価点の算出方法（改築工事・その他工事）

2.8 総合評価点の最も高い応募者が2人以上いる場合の取扱い

総合評価点の最も高い応募者が2人以上いる場合は、図5に示すとおり選定フローに従い、優先交渉権者を選定する。

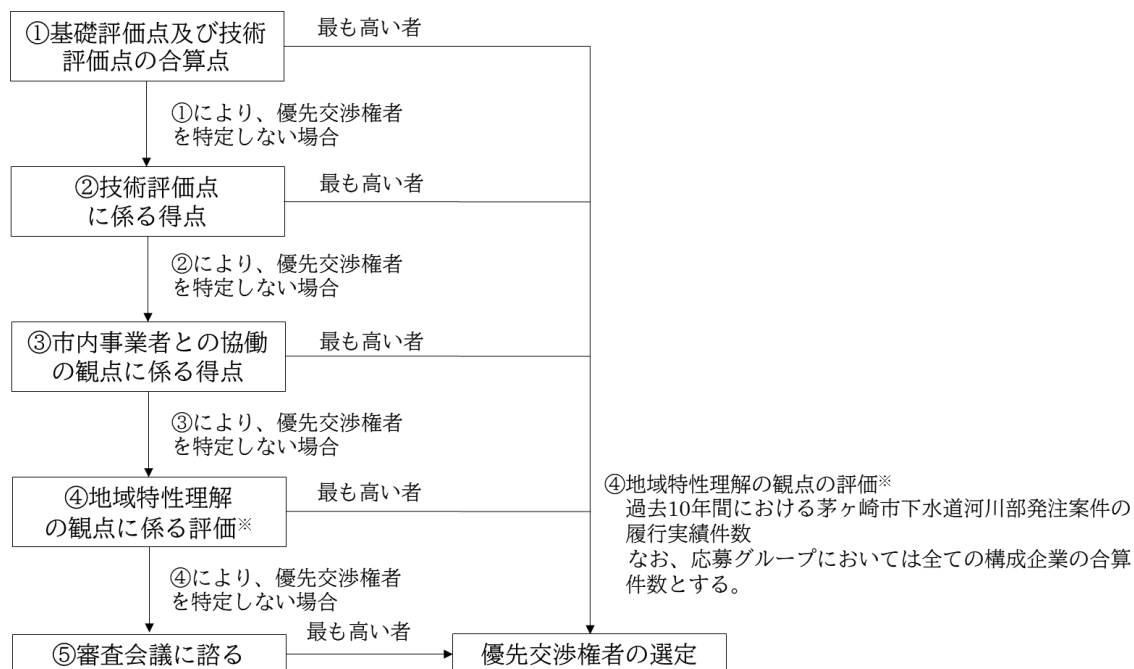


図5 総合評価点の最も高い応募者が2人以上いる場合の優先交渉権者選定フロー

2.9 提出書類の作成に当たっての留意事項

提出書類の作成に当たっては、「茅ヶ崎市下水道管路施設等官民連携業務委託 提案書作成要領」によること。

1. 企業の業務履行能力

(設問第 1 号)

平成 29 年度～令和 8 年度まで（以下「過去 10 年間」という。）の本業務委託と同種又は類似業務等を履行した実績、過去 10 年間の茅ヶ崎市下水道河川部発注案件を履行した実績及び本社等の所在地並びに財務的な健全性について、具体的に記載してください。

(1) 過去 10 年間の本業務委託と同種又は類似業務等の履行実績を記載してください。

(応募企業及び全ての構成企業を対象)

配点：8 点 定量評価

※本業務委託と同種又は類似業務等の履行実績

(例) 同種業務

- ・ ウォーター PPP（管理・更新一体マネジメント方式 下水道管路施設を含む）事業
- ・ ウォーター PPP（コンセッション 下水道含む）事業

類似業務

- ・ 管路包括的民間委託業務
- ・ 管路維持管理業務
- ・ 下水道管路施設ストックマネジメント関連業務

評価基準	配点
10 件以上	8
1～9 件	4
0 件	0

(2) 過去 10 年間の茅ヶ崎市下水道河川部発注案件の履行実績を記載してください。

(応募企業及び全ての構成企業を対象)

配点：16 点 定量評価

評価基準	配点
10 件以上	16
1～9 件	8
0 件	0

(3) 神奈川県内に本社又は本店若しくは受任地を有しているか。

(応募企業及び全ての構成企業を対象)

配点：8点 定量評価

評価基準	配点
応募企業及び全ての構成企業が、神奈川県内に本社又は本店若しくは受任地を有している	8
神奈川県内に本社又は本店若しくは受任地を有していない企業がある	0

(4) 本業務委託の長期にわたる履行責任を果たすための財務的な健全性を備えているか、直近の決算資料等に基づき、定量・定性の両面から具体的に記載してください。

(応募企業及び全ての構成企業を対象)

配点：8点 定量評価

評価基準	配点
定量と定性の両面から、履行能力があることが具体的に示されている	8
必要な説明がなされていない	0

技術審査

1. 実施体制

(設問第 2 号)

受託者の組織体制、役割分担、責任区分、人員配置（有資格者、実務経験者等）、業務連絡手法、情報共有手段及び市内事業者との協働・調和が図られた組織体制（協力企業を含む）並びに茅ヶ崎市（以下「市」という。）との業務連携について、2 ページ以内で具体的に記載してください。

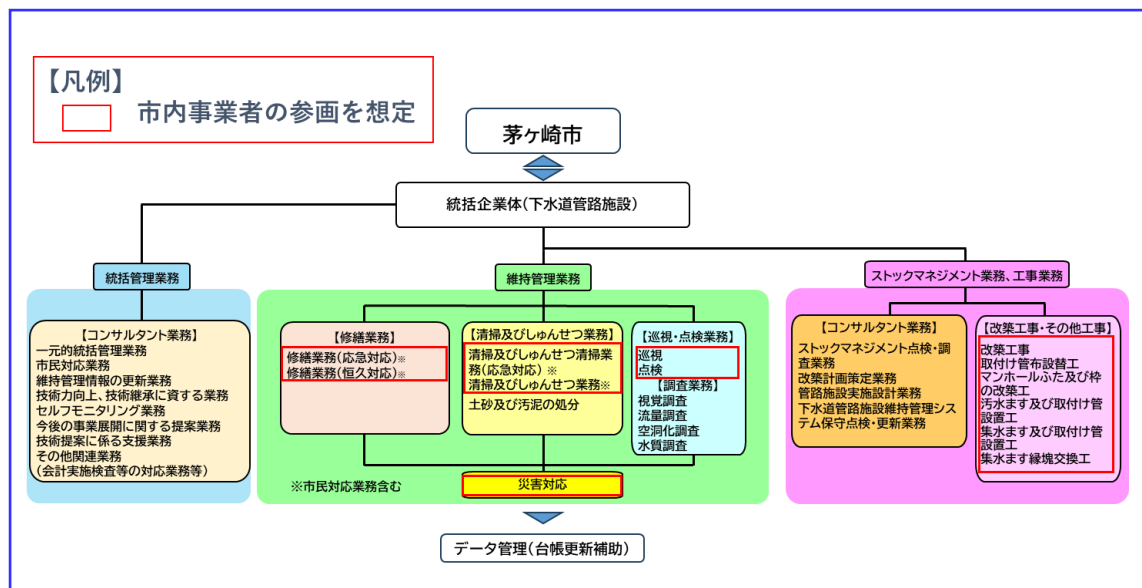
- (1) 受託者の組織体制、役割分担、責任区分及び人員配置（有資格者、実務経験者等）業務連絡手法及び情報共有手段について適切かつ具体的に記載してください。

配点：12 点 定性評価

- (2) 市内事業者の参画を予定している業務項目を記載してください。

配点：20 点 定量評価

評価基準	配点
13 項目	20
1～12 項目	10
0 項目	0



業務内訳	市内事業者の参画予定
【修繕業務】	
修繕業務（応急対応）	有 ・ 無
修繕修繕（恒久対応）	有 ・ 無
【清掃及びしゅんせつ業務】	
清掃及びしゅんせつ業務（応急対応）	有 ・ 無
清掃及びしゅんせつ業務	有 ・ 無
【巡視・点検業務】	
巡視	有 ・ 無
点検	有 ・ 無
【改築工事・その他工事】	
改築工事	有 ・ 無
取付け管布設替工	有 ・ 無
マンホールふた及び枠の改築工	有 ・ 無
汚水ます及び取付け管設置工	有 ・ 無
集水ます及び取付け管設置工	有 ・ 無
集水ます縁塊交換工	有 ・ 無
【災害対応業務】	
災害対応	有 ・ 無

(3) 市との効果的な業務連絡手法、情報共有手段について具体的に記載してください。

配点：12 点 定性評価

(4) 本社等の組織的な後方支援体制（技術支援、事業運営、情報共有、監査機能）について具体的に記載してください。（応募企業及び全ての構成企業を対象）

配点：12 点 定性評価

○設問の趣旨

本業務委託を効果的かつ効率的に履行するためには、市内事業者との協働・調和を基軸とした組織体制、役割分担、責任区分及び人員配置の明確化ならびに官民相互の協力体制を構築することが重要となります。

ここでは、実効性のある組織運営及び市との円滑な業務連携に資する提案を評価します。

2. 運営理念、運営方針等

(設問第 3 号)

本業務委託を確実にかつ効率的に履行するための取り組みについて、本業務委託の導入意義及び市の掲げる基本運営方針を踏まえて、2 ページ以内で具体的に記載してください。

- (1) 本業務委託の導入意義と本業務委託の運用上の課題及び課題に対する解決策を具体的に記載してください。

配点：8 点 定性評価

- (2) 基本運営方針についての見解と基本運営方針をより充実させるためのアイデアを具体的に記載してください。

配点：12 点 定性評価

基本運営方針

- ①市及び受託者は、市民への下水道サービスを次代へ絶え間なく継承するため、適切な役割分担と相互の連携・協力の下、官民一体となって持続可能な事業運営に取り組むこと。
- ②市及び受託者は、人口減少等に伴う下水道使用料収入の減少や、施設の老朽化に伴う改築需要の増加といった下水道事業を取り巻く経営状況の変化に対し、下水道事業経営の健全性の維持・向上を目的とした業務の効率化・最適化に努めること。
- ③市及び受託者は、ICT（情報通信技術）の積極的な活用やDX等の最先端技術の導入を推進し、業務の効率化を図ること。

また、維持管理業務の気づき等を活用した維持管理と更新の一体マネジメントにより、下水道事業運営の持続可能性に資する業務の高度化・最適化を推進すること。

- ④市及び受託者は、官民双方が保有する固有の技術及びノウハウを官民双方の技術者へ技術継承・技術移管するとともに、将来にわたり安定的かつ高水準な下水道サービスを提供するため、計画的な人材育成及び人材確保並びに組織体制を構築すること。
- ⑤受託者は、市内事業者との協働・調和を基軸とする運営体制の構築に努めるとともに、地域経済の成長や地域社会の持続的発展に貢献すること。
- ⑥受託者は、自らの社会的役割を認識し、想定外の不可抗力事象の発生時においても迅速かつ的確に対応できるよう、復旧支援体制の構築及び防災意識の醸成等、災害対策の強化に努めること。
- ⑦市及び受託者は、モニタリングを適正かつ確実に実施するとともに、モニタリングの適正化・効率化に資する検討を継続的に行うこと。

(3) 本業務委託を確実に履行するための取り組みを具体的に記載してください。

また、本業務委託を効率的に履行するための取り組みを具体的に記載してください。

配点：12点 定性評価

(4) 創意工夫や独創性のある取り組みを具体的に記載してください。

また、継続的に創意工夫や独創性のある取り組みを創出するための方策を具体的に記載してください。

配点： 8点 定性評価

○設問の趣旨

本業務委託を官民が一体となり効果的かつ効率的に履行するためには、本事業の導入意義ならびに市の掲げる基本運営方針を官民相互に理解することが重要であると考えます。ここでは、市の掲げる基本運営方針に基づき、本業務委託を効果的かつ効率的に履行するための創意工夫や独創性に資する提案を評価します。

3. 今後の事業展開

(設問第 4 号)

市の公表する「茅ヶ崎市下水道事業ウォーターPPP 導入可能性調査に関する結果報告 公表資料 令和 8 年 3 月」で示す中長期的な展望（以下「中長期的な展望」という。）に係る見解と中長期的な展望を補完するアイデアについて、2 ページ以内で具体的に記載してください。

配点：8点 定性評価

○設問の趣旨

中長期的な展望を具体的にイメージすることは、下水道事業の持続可能性を確保していくうえで大変重要と考えています。ここでは、本市の考える中長期的な展望に係る見解と中長期的な展望を補完するアイデアを評価します。

4. 技術継承、技術移管

(設問第 5 号)

官民双方における若手技術者への効果的かつ効率的な技術継承、技術移管及び人材確保に資する取り組みについて、2 ページ以内で具体的に記載してください。

配点：12 点 定性評価

○設問の趣旨

本市では、直近 10 年間でベテラン技術者の多くが定年退職を迎えることで経験豊富な下水道事業従事者の減少が見込まれています。このような状況下、限りある人的資源を最大限活用し将来にわたり安定的に下水道事業を運営するためには、ベテラン技術者が有する固有の技術及びノウハウを、若年技術者へ如何に技術継承していくかが喫緊の課題となっています。ここでは、官民双方における若手技術者への効果的かつ効率的な技術継承、技術移管及び人材確保に資する提案を評価します。

5. 安全対策

(設問第 6 号)

本業務委託に係る従事者の安全意識の醸成及び ICT 技術等を活用した安全対策の取り組み並びに安全対策に係るマニュアル整備について、2 ページ以内で具体的に記載してください。

配点：12 点 定性評価

○設問の趣旨

本業務委託に係る業務遂行において、継続的に労働災害防止を図っていくためには、従事者自らが安全を最優先に行動する組織文化を醸成することが重要と考えます。ここでは、実践的な安全教育等による従事者の安全意識の醸成等に資する取り組みを評価します。

6. 災害対策

(設問第 7 号)

想定外の不可抗力事象（豪雨、地震、津波といった天災、戦争やテロ等の人為的事象）が発生した際の初動体制及び組織運営（協力企業を含む人員配置、役割分担、緊急連絡体制、応急復旧計画策定業務等）、初期調査における二次災害防止対策、資機材等の確保、災害時の通常業務の継続措置及び防災意識の醸成（防災訓練の実施等）に資する取り組みについて、3 ページ以内で具体的に記載してください。

- (1) 想定外の不可抗力事象発生時における初動体制（協力企業を含む人員配置、役割分担）、組織運営（緊急連絡体制、応急復旧計画策定業務等）及び初期調査における二次災害防止対策について具体的に記載してください。

配点：12 点 定性評価

- (2) 迅速かつ実行可能な資機材等の調達ルートについて具体的に記載してください。

配点：8 点 定性評価

- (3) 防災意識の醸成に資する取り組み（災害訓練等）を具体的に記載してください。

配点：8 点 定性評価

○設問の趣旨

受託者は、想定外の不可抗力事象が発生した際、本市が一般社団法人茅ヶ崎建設業協会と締結している災害協定『災害時における応援に関する協定書 平成 21 年 4 月 1 日締結』と連携し、本市職員の指示のもと初期対応（緊急参集、初期調査、緊急清掃、緊急修繕）並びに応急復旧計画策定業務等を担います。ここでは、不可抗力事象発生時の組織体制及び組織運営の構築並びに防災意識の醸成に資する取り組みを評価します。

7. リスク管理

(設問第 8 号)

下水道管路施設に起因する想定外の不可抗力事象（大規模道路陥没・詰り）に対し、計画的かつ実効性のあるリスク管理手法（リスク回避、軽減等）と、これを実施した場合に想定される定量的・定性的な目標値を、2 ページ以内で具体的に記載してください。

配点：12 点 定性評価

○設問の趣旨

下水道管路施設に起因する想定外の不可抗力事象（大規模道路陥没・詰り）に対するリスク管理責任は、原則、官側にあると考えます。ここでは、官側のリスク管理責任のもと、想定外の不可抗力事象の発生確率軽減に資する提案を評価します。

8. 環境対策

(設問第 9 号)

本市が掲げる「C-EMS 活動方針」の趣旨を踏まえ、環境負荷の低減、資源循環に資する取り組みについて、2 ページ以内で具体的に記載してください。

配点：12 点 定性評価

○設問の趣旨

将来にわたり下水道事業の持続可能性を確保するためには、環境への配慮（環境負荷の低減、資源循環）が必要不可欠と考えます。ここでは、本市が掲げる「C-EMS 活動方針」の趣旨を踏まえた環境負荷の低減、資源循環に資する提案を評価します。

9. モニタリング

(設問第 10 号)

モニタリング基本計画書を踏まえた効果的かつ効率的なモニタリング手法（実施体制、実施内容、実施頻度）について、2 ページ以内で具体的に記載してください。

- (1) モニタリング基本計画書を踏まえた効果的かつ効率的なセルフモニタリング（実施体制、実施内容、実施頻度）について具体的に記載してください。

配点：16 点 定性評価

- (2) モニタリング基本計画書及び応募者より提出されたセルフモニタリングの実施計画を踏まえた効果的かつ効率的な市モニタリング（実施体制、実施内容、実施頻度）の実施方法に関するアイデアについて具体的に記載してください。

配点：16 点 定性評価

○設問の趣旨

本業務委託に係るモニタリングは、受託者のセルフモニタリングを基本とし、市のモニタリング及び第三者機関による事業評価等を想定しています。モニタリングの実施に当たっては、モニタリングの適正化・効率化に資する検討を継続的に実施し、市及び受託者双方の業務負担軽減を図りたいと考えています。ここでは、セルフモニタリング及びモニタリングの実施方法について、効果的かつ効率的な運用に資する取り組みを評価します。

10. 情報の電子化、デジタル化、情報セキュリティ管理

(設問第 11 号)

情報の電子化及びデジタル化の推進並びにヒューマンエラー等による情報漏えい事故防止に資する情報セキュリティ管理について、2ページ以内で具体的に記載してください。

(1) 情報の電子化及びデジタル化について実効性のある提案を具体的に記載してください。

配点：8 点 定性評価

(2) 情報漏えい事故防止に資する情報セキュリティ管理（情報セキュリティ管理手法、情報セキュリティ教育）について具体的に記載してください。

配点：8 点 定性評価

○設問の趣旨

情報の電子化、デジタル化は、官民双方の業務効率化を図るうえで必要不可欠な取り組みと考えます。その一方で情報の電子化、デジタル化は、情報セキュリティ事故の発生するリスクを抱えており、情報漏えい等を未然に防ぐ情報セキュリティ管理体制の構築及び従事者への情報セキュリティ教育が重要となります。ここでは、情報の電子化及びデジタル化の推進並びにヒューマンエラー等による情報漏えい事故防止に資する提案を評価します。

11. 維持管理と更新の一体マネジメント

(設問第 12 号)

空洞化調査等の維持管理業務の気づきを有効活用した維持管理と更新の一体的マネジメントによる維持管理コストの縮減に資するマネジメント手法等について、2 ページ以内で具体的に記載してください。

- (1) 実施を想定している空洞化調査技術の調査精度（的中技術・発見技術）を具体的に記載してください。

配点：8 点 定性評価

- (2) 空洞化調査～応急対応～恒久対応までの実施手順について、効果的かつ効率的な取り組みを具体的に記載してください。

配点：16 点 定性評価

- (3) 空洞化調査等の維持管理業務の気づきを有効活用した維持管理と更新の一体的マネジメントによる維持管理コストの縮減に資する効果的かつ効率的なマネジメント手法を具体的に記載してください。

配点：20 点 定性評価

○設問の趣旨

本市においては、茅ヶ崎市公共下水道施設維持管理計画に基づき、布設年度が最も古く道路陥没の多い合流区域を早期計画に位置付け、計画的な改築更新を実施してきました。しかしながら、計画的に改築更新を実施してきた一方で、路面下には未だ残留空隙が残り、経時的に道路陥没が発生しています。そのため、本業務委託において、道路陥没箇所の早期発見を目的として空洞化調査を実施することとしました。ここでは、空洞化調査を有効活用した維持管理と更新の一体的マネジメントによる維持管理コストの縮減に資するマネジメント手法等を評価します。

12. プロフィットシェア

(設問第 13 号)

プロフィットシェアに係るアイデアとその実行可能性について、2 ページ以内で具体的に記載してください。

配点：8 点 定性評価

○設問の趣旨

水の官民連携の成立要件の一つにプロフィットシェアがあります。プロフィットシェアは、事業期間中に受託者からの提案を本市が受け、受託者の入札・公募時の提案も含め契約時に約束された計画や手法等が変更されることより発動します。ここでは、事業運用開始後に想定されるコスト縮減や新たな技術の採用に係るアイデアを記載してください。

なお、記載に当たっては、以下の点に留意してください。

- ・ 該当の業務を明記してください。（複数にわたる場合はその旨も明記してください。）
- ・ 特記仕様書の一部変更を伴う場合は、変更が必要な箇所を明記してください。
- ・ 定量評価及び定性評価の見込を記載してください。
- ・ 事業開始後、本市と受託者間で協議を実施した上で本提案の実施の可否を判断します。

13. 技術提案による定量的指標の要求水準

(設問第 14 号)

業務要求水準書において技術提案により設定する要求水準のうち、定量的指標となる要求水準について、下表空欄に記載してください。なお、根拠及び実現手法を併記すること。

配点：8 点 定性評価

(1) 統括管理業務に係る定量的指標の要求水準

業務内容	項目	要求水準	最低限の要求水準
一元統括管理業務 ・危機管理	災害訓練の実施頻度		1 回／年以上
維持管理情報の更新業務	市民対応業務、修繕業務（応急対応）、清掃及びしゅんせつ業務（応急対応）、修繕業務（恒久対応）に関する維持管理情報の登録頻度		1 回／月以上
技術力向上、技術継承に資する業務	研修の開催頻度		1 回／年以上

(2) 維持管理業務に係る定量的指標の要求水準

・修繕業務（恒久対応）に係る要求水準

業務内容	項目	要求水準	最低限の要求水準
修繕業務（恒久対応）	応急対応を実施してから恒久対応の実施方針（修繕方法及び概ねの修繕予定日）を市へ提案するまでの検討期間		2 週間以内

(3) スtockマネジメント業務（改築工事）を除くに係る定量的指標の要求水準

業務内容	項目	要求水準	最低限の要求水準
下水道管路施設維持管理システム保守点検・更新業務	ストックマネジメント業務及び不明水実態調査委託に係る情報の更新頻度		1 回／年以上

14. その他の任意の提案

(設問第 15 号)

下水道事業の持続性確保に資する実効可能なその他の任意の提案（附帯業務、任意業務）について、2 ページ以内で具体的に記載してください。

配点：8 点 定性評価

○設問の趣旨

応募者の提案業務（附帯業務、任意業務）は、本業務委託に付加価値を与え、下水道事業の持続性確保に資するものと考えます。ここでは、上記を踏まえた独自性の高い効果的な技術提案について、その実行可能性とともに具体的に記載してください。

15. 技術者の業務履行能力

(設問第 16 号)

統括業務責任者及び技術管理責任者を対象に、技術提案審査に係る筆記試験を実施します。
統括業務責任者へは以下の能力を求めます。

「基本運営方針の理解」「課題設定能力」「課題解決能力」「論理性」「倫理観」

技術管理責任者へは以下の能力を求めます。

「課題把握能力」「コミュニケーション力」「リーダーシップ」「実績・成果」「論理的記述力」

なお、筆記試験の実施に当たっては、募集要項、筆記試験問題を参照してください。

配点：24 点（12 点×2 名） 定性評価

茅ヶ崎市下水道管路施設等官民連携業務委託
統括業務責任者に対する筆記試験問題

(試験時間：2時間)

次の問題に解答してください。(答案用紙 3 枚以内で記載してください。)

なお、解答に当たっては、筆記試験の記載内容を公平かつ客観的に評価するために、応募者(技術提案書類の作成者)の商号又は名称等、応募者が特定される事項は記載しないでください。(ただし、特許を取得している技術・機材名などを除く。)

【問題】

本市では、人口減少やインフラの老朽化が進む中で、官民連携による事業の効率化・高度化を図るなど基盤強化の一層の推進が必要となっています。

このような状況を踏まえ、以下の問いに答えてください。

- (1) 本業務において最も重要と考える基本運営方針を 1 つ選び、その理由を述べてください。
- (2) 統括業務責任者としての立場で、本業務委託の業務遂行における重要な課題をヒト・モノ・カネの観点から各々 1 つ抽出し、その課題の内容を記載してください。
- (3) 前問(2)で抽出した課題のうち最も重要と考える課題を 1 つ挙げ、その課題に対して解決策を 2 つ以上示し、それぞれの効果及び留意点を記載してください。
- (4) 本業務委託を遂行するに当たり、倫理、社会の持続性に関するリスクを 1 つ挙げ、その対策を記載してください。

注意事項は、裏面に記載

注意事項

1. 一般注意事項

- (1) 試験室での会話は、控えてください。
- (2) 試験室では、市職員の指示に従ってください。指示に従わない場合は、「失格」となる場合があります。

また、不審な行動をみかけた場合、持ち物等の検査をさせていただく場合があります。

- (3) 不正の手段を用いて受験した場合は、即刻退室を命じます。
- (4) 試験時間中の一時退室は認められません。試験終了時刻を待たずに退室を希望するときは必ず手を挙げて市職員の指示等に従ってください。無断で退室した場合は、「失格」となります。
- (5) 手洗いのための一時退室については、試験開始から試験終了 10 分前までの間は認めますので、希望するときは必ず手を挙げて市職員の指示等に従ってください。無断で退室した場合は、「失格」となります。

なお、一時退室の際、携帯電話（スマートフォン、PHS を含む。）、パソコン、ウェアラブル端末（スマートウォッチ等）、タブレット端末等の通信機器・電子機器を持ち出すことは禁止します。

- (6) ゴミは各自持ち帰ってください。
- (7) 試験問題の内容や答案の書き方に関する質問には、一切お答え致しません。

2. 試験問題、答案について

- (1) 試験問題は、試験終了後、持ち帰ることができます。
- (2) 文字、英字、数字は、1 マス 1 文字として記載してください。
- (3) 答案は、市が用意したパソコンに入力いただきます。試験実施中、適宜上書き保存を行うなどデータ保存の失念に注意してください。
- (4) 試験問題への解答が完了しましたら、市職員の立会のもと、答案用紙を PDF 暗号化（パスワード保護）します。

【基本運営方針】

- ①市及び受託者は、市民への下水道サービスを次代へ絶え間なく継承するため、適切な役割分担と相互の連携・協力の下、官民一体となって持続可能な事業運営に取り組むこと。
- ②市及び受託者は、人口減少等に伴う下水道使用料収入の減少や、施設の老朽化に伴う改築需要の増加といった下水道事業を取り巻く経営状況の変化に対し、下水道事業経営の健全性の維持・向上を目的とした業務の効率化・最適化に努めること。
- ③市及び受託者は、ICT（情報通信技術）の積極的な活用やDX等の最先端技術の導入を推進し、業務の効率化を図ること。
また、維持管理業務の気づき等を活用した維持管理と更新の一体マネジメントにより、下水道事業運営の持続可能性に資する業務の高度化・最適化を推進すること。
- ④市及び受託者は、官民双方が保有する固有の技術及びノウハウを官民双方の技術者へ技術継承・技術移管するとともに、将来にわたり安定的かつ高水準な下水道サービスを提供するため、計画的な人材育成及び人材確保並びに組織体制を構築すること。
- ⑤受託者は、市内事業者との協働・調和を基軸とする運営体制の構築に努めるとともに、地域経済の成長や地域社会の持続的発展に貢献すること。
- ⑥受託者は、自らの社会的役割を認識し、想定外の不可抗力事象の発生時においても迅速かつ的確に対応できるよう、復旧支援体制の構築及び防災意識の醸成等、災害対策の強化に努めること。
- ⑦市及び受託者は、モニタリングを適正かつ確実に実施するとともに、モニタリングの適正化・効率化に資する検討を継続的に行うこと。

【統括業務責任者としての倫理】

- ・業務遂行にあたり、公衆の安全、健康及び福利を最優先に考慮した上で、社会、経済及び環境に対する影響を予見し、地球環境の保全等、次世代にわたる社会の持続可能な成果の達成を目指し、統括業務責任者としての使命、社会的地位及び職責を自覚し、倫理的に行動すること。
- ・業務履行上、関係法令等の制度が求めている事項を遵守し、文化的価値を尊重すること。
- ・業務履行上行う決定に際して、自らの業務及び責任の範囲を明確にし、これらの責任を負うこと。

茅ヶ崎市下水道管路施設等官民連携業務委託
技術管理責任者（統括管理）に対する筆記試験問題

（試験時間：1時間）

次の問題に解答してください。（答案用紙 2 枚以内で記載してください。）

なお、解答に当たっては、筆記試験の記載内容を公平かつ客観的に評価するために、応募者（技術提案書類の作成者）の商号又は名称等、応募者が特定される事項は記載しないでください。（ただし、特許を取得している技術・機材名などを除く。）

【問題】

あなたが、これまでに従事した業務経験のうち、1 業務について自らが主体的に「コミュニケーション」及び「リーダーシップ」をどのように発揮したかを具体的に記載してください。

なお、答案の構成（記載内容及び記載順序）は、以下の通りとしてください。

- (1) 業務概要及び立場と役割
- (2) 技術的内容及び課題
- (3) 具体的な解決策及び課題解決に至るまでの業務プロセスにおいてコミュニケーション、リーダーシップを発揮した取組
- (4) 成果（可能な限り定量的指標を含めること）

【コミュニケーション、リーダーシップ】

・ コミュニケーション

業務履行上、情報技術を活用し、口頭や文書等の方法を通じて、雇用者、上司や同僚、クライアントやユーザー等多様な関係者との間で、明確な意思疎通を図り、協働すること。

・ リーダーシップ

業務遂行にあたり、明確なデザインと現場感覚を持ち、多様な関係者の利害等を調整し取りまとめることに努めること。

注意事項は、裏面に記載

注意事項

1. 一般注意事項

- (1) 試験室での会話は、控えてください。
- (2) 試験室では、市職員の指示に従ってください。指示に従わない場合は、「失格」となる場合があります。

また、不審な行動をみかけた場合、持ち物等の検査をさせていただく場合があります。

- (3) 不正の手段を用いて受験した場合は、即刻退室を命じます。
- (4) 試験時間中の一時退室は認められません。試験終了時刻を待たずに退室を希望するときは必ず手を挙げて市職員の指示等に従ってください。無断で退室した場合は、「失格」となります。
- (5) 手洗いのための一時退室については、試験開始から試験終了 10 分前までの間は認めますので、希望するときは必ず手を挙げて市職員の指示等に従ってください。無断で退室した場合は、「失格」となります。

なお、一時退室の際、携帯電話（スマートフォン、PHS を含む。）、パソコン、ウェアラブル端末（スマートウォッチ等）、タブレット端末等の通信機器・電子機器を持ち出すことは禁止します。

- (6) ゴミは各自持ち帰ってください。
- (7) 試験問題の内容や答案の書き方に関する質問には、一切お答え致しません。

2. 試験問題、答案について

- (1) 試験問題は、試験終了後、持ち帰ることができます。
- (2) 文字、英字、数字は、1 マス 1 文字として記載してください。
- (3) 答案は、市が用意したパソコンに入力いただきます。試験実施中、適宜上書き保存を行うなどデータ保存の失念に注意してください。
- (4) 試験問題への解答が完了しましたら、市職員の立会のもと、答案用紙を PDF 暗号化（パスワード保護）します。